

加算について（介護保険負担割合2割対象者）

- * 基本料金に加算します。
- * 利用者様全員もしくは該当する方に算定します。詳しくは当施設の支援相談員にお問い合わせください。

（平成30年4年現在）

入所時加算項目	金額	算定項目	対象	備 考
夜勤職員配置加算	52 円	1日につき	全員	国が定める基準を上回る職員(看護・介護職員)を配置している場合に加算します
栄養マネジメント加算	31 円	1日につき	全員	個々の入所者の栄養状態や嚥下機能に合わせて栄養計画を作成し、栄養管理や継続的に評価を行った場合に加算します
口腔衛生管理体制加算	64 円	1ヶ月につき	全員	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対して入所者の口腔ケアに係る技術的助言又は指導等を行った場合に加算します
口腔衛生管理加算	193 円	1ヶ月につき	対象者	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導を行った場合に加算します
初期加算	64 円	1日につき	対象者	入所日から30日以内の期間において加算します
短期集中リハビリテーション実施加算	512 円	1日につき	対象者	入所日から3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを実施した場合に加算します
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	512 円	1日につき	対象者	軽度の認知症の方であると医師が判断した方で、入所日から3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを実施した場合(1週間に3回を限度)に加算します
療養食加算	13 円	1食につき	対象者	病状等に応じて、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合、1日3回を限度として加算します
低栄養リスク改善加算	641 円	1ヵ月につき	対象者	多職種が協働して会議を行い、低栄養状態を改善する為の計画を作成し、定期的に食事の観察を行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行った場合に加算します
経口移行加算	60 円	1日につき	対象者	経口摂取を進める為に、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合(180日を限度)に加算します
経口維持加算Ⅰ	855 円	1ヵ月につき	対象者	著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められた場合(6ヶ月)に加算します
経口維持加算Ⅱ	214 円	1ヵ月につき	対象者	継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察、及び会議等を医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士と行った場合に加算します
再入所時栄養連携加算	855 円	1回のみ	対象者	医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となり、医療機関の管理栄養士と連携して調整を行った場合に加算します
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	501 円	1日につき	対象者	肺炎、尿路感染症又は帯状疱疹について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算します(連続する7日間を限度)
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	1,015 円	1日につき	対象者	医師が感染対策の研修を受講し、肺炎、尿路感染症又は帯状疱疹について、投薬、検査、注射、処置等を(協力病院と連携)行った場合に加算します(連続する7日間を限度)
外泊時費用	773 円	1日につき	対象者	居宅での外泊を認めた場合、1ヶ月6日を限度に入所基本料金に代えて加算します
外泊時費用(在宅サービスを利用)	1,707 円	1日につき	対象者	退所が見込まれる利用者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合、1ヶ月6日を限度に入所基本料金に代えて加算します
緊急時施設療養費	1,091 円	1日につき	対象者	入所中に緊急的な治療管理として投薬・検査・処置等を受けた場合、1ヶ月に3日を限度として加算します
入所前後訪問指導加算Ⅰ	962 円	1回につき	対象者	入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合に加算します
入所前後訪問指導加算Ⅱ	1,025 円	1回につき	対象者	入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定し、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に加算します
褥瘡マネジメント加算	21 円	3ヶ月につき	全員	入所者の褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理する場合に加算します
排せつ支援加算	214 円	1ヶ月につき	対象者	排泄に介護を要する入所者のうち、身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態を軽減できると医師、又は医師と連携した看護師が判断し、利用者もそれを希望し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合に加算します(6ヶ月以内)
試行的退所時指導加算	855 円	1ヶ月につき	対象者	入所期間が1ヶ月を超える利用者が試行的に退所する場合において、入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に加算します(3ヶ月の間、1ヶ月に1回)
退所時情報提供加算	1,068 円	1回につき	対象者	当施設の医師が退所後の主治医宛に文書で診察状況を伝えた場合、退所時に1回に限り加算します
退所前連携加算	1,068 円	1回につき	対象者	入所期間が1ヶ月を超える方が退所し、居宅において居宅サービスを利用する場合、退所前に利用を希望する指定居宅介護支援事業所と連携して、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に加算します
かかりつけ医連携薬剤調整加算	268 円	1回につき	対象者	6種類以上の薬が処方されている入所者の退所時に、内服薬を1種類以上減少させることについて、退所時又は退所後1ヶ月以内にかかりつけ医に報告、合意している場合に加算します
サービス提供体制強化加算Ⅰ(口)	25 円	1日につき	全員	当施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上配置されている場合に加算します
若年性認知症受入加算	257 円	1日につき	対象者	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を決め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合に加算します
訪問看護指示加算	641 円	1回につき	対象者	退所後に訪問看護を受ける方で、医師が指示書を交付した場合、退所時に1回に限り加算します
在宅復帰在宅療養支援加算(Ⅰ)	72 円	1日につき	全員	厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、在宅復帰・在宅療養支援等指数が40以上の場合に算定します
認知症情報提供加算	748 円	1回につき	対象者	認知症疾患医療センター等に紹介した場合に加算します

3. その他の料金

項目	料金	備 考	項目	料金	備 考
電気代	50円(1日)	テレビ等、電化製品をお持ち込みの場合、電気代として徴収させていただきます	行事食	実費(1食)	行事・イベントの際にご希望によって提供させていただきます
理美容代	実費(1回)		健康管理費	実費(1回)	インフルエンザ予防接種等感染予防に係る費用で接種を希望された場合
洗濯代	550円(1ネット)		その他	実費	実費をいただくことが適切な場合にはその都度同意のもと徴収させていただきます